

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年9月14日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市北区上賀茂蟬ヶ垣内町、上賀茂豊田町、上賀茂畔勝町、上賀茂池端町、上賀茂東上之段町、上賀茂西上之段町、上賀茂六段田町、上賀茂前田町、上賀茂大柳町、上賀茂高繩手町、上賀茂石計町、大宮薬師山東町、大宮中ノ社町、西賀茂北鎮守菴町、西賀茂北今原町、西賀茂川上町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂井ノ口町、西賀茂山ノ森町、西賀茂柿ノ木町、西賀茂丸川町、西賀茂坊ノ後町、鷹峯藤林町、紫野西蓮台野町及び紫竹上ノ岸町の各一部

京都市左京区下鴨芝本町、下鴨北芝町、上高野東氷室町、上高野深田町、上高野下東野町、上高野畑町、修学院鹿ノ下町、一乗寺東浦町、岩倉中河原町、岩倉南河原町、岩倉下在地町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉東宮田町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区西野小柳町、西野左義長町、東野森野町、北花山市田町、北花山中道町、四ノ宮芝畑町、音羽珍事町、大宅中小路町、大宅五反畑町、川田御輿塚町、川田欠ノ上、勸修寺東北出町、勸修寺閑林寺、西野山中鳥井町及び西野山射庭ノ上町の各一部

京都市南区吉祥院新田式ノ段町、吉祥院池田町、吉祥院石原開町、上鳥羽卯ノ花町、上鳥羽奈須野町、上鳥羽西浦町、上鳥羽山ノ本町、久世上久世町、久世殿城町及び久世築山町の各一部

京都市右京区太秦森ヶ西町、太秦皆正寺町、太秦堀池町、常盤一ノ井町、常盤古御所町、常盤山下町、太秦安井二条裏町、嵯峨野南浦町、嵯峨野投淵町、山ノ内五反田町、西院金槌町、西京極畑田町、西京極徳大寺団子田町、西京極郡醍醐田町、梅津北浦町、

嵯峨大覚寺門前堂ノ前町、嵯峨鳥居本仏餉田町、嵯峨釈迦堂藤ノ木町、嵯峨大覚寺門前六道町、嵯峨観空寺岡崎町、北嵯峨気比社町及び嵯峨天龍寺椎野町の各一部

京都市西京区上桂北村町、桂畑ケ田町、桂上野中町、桂上野東町、桂市ノ前町、桂浅原町、桂北滝川町、桂徳大寺南町、川島野田町、川島三重町、下津林南大般若町、下津林前泓町、下津林番条町、牛ヶ瀬奥ノ防町、檜原比恵田町、檜原六反田、御陵内町、山田南山田町、嵐山薬師下町、嵐山森ノ前町及び大枝東長町の各一部

京都市伏見区北端町、向島吹田河原町、醍醐上ノ山町、醍醐西大路町、醍醐槇ノ内町、深草大亀谷大谷町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷大山町、深草大亀谷万帖敷町、深草大亀谷東古御香町、深草僧坊町、竹田向代町、竹田中島町、竹田中川原町、竹田内畑町、竹田西内畑町、竹田西段川原町、竹田田中殿町、竹田田中宮町、竹田北三ツ杭町、中島河原田町、中島中道町、下鳥羽前田町、下鳥羽北ノ口町、横大路西海道、横大路下三栖東ノ口町、横大路三栖池田屋敷町、納所星柳、納所和泉屋、久我石原町、久我本町、久我御旅町、久我森の宮町、久我東町、久我西出町、羽東師菱川町、羽東師古川町、羽東師志水町、羽東師鴨川町、淀美豆町及び淀生津町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和5年9月14日から同月29日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の

日までに京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)